

「身体障害者旅客運賃割引規程」の一部改正

改正	現行
<p>(前略)</p> <p>(割引乗車券の種類)</p> <p>第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) <b>回数乗車券</b> 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>注 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(前略)</p> <p>(割引乗車券の種類)</p> <p>第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車場合に発売する。</p> <p>(2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。</p> <p>(3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車場合に発売する。</p> <p>2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。</p> <p>注 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

附則

この規程は、2021年10月1日から施行する。